

暮らしの情報

20歳になったら

国民年金の加入手続きをしましょう

新成人の皆さん、国民年金の加入手続きは、もう済みましたか。

国民年金は、国が責任をもって運営する公的年金制度です。日本国内に住んでいる20歳から60歳までの方々（現役世代）が加入することによって、高齢者の生活を支える「世代間扶養」の仕組みをとっています。皆さんがいずれ迎えるであろう老後の生活を、順送りで支えるものです。また、老後だけでなく病



気や事故などで障害が残ったときや、死亡といった万一のときにも本人や遺族を支えてくれます。

長い人生、個人の努力では対応しきれないリスクに対して、国民全体で保険料を出し合い、社会全体で支えていく仕組みが公的年金なのです。

加入する

スタートは20歳

日本に住む20歳から60歳までの方は、必ず国民年金（厚生年金・共済組合の加入者を除く）に加入します。学生であっても20歳になったら加入しなければなりません。

加入の届け出は、市役所年金窓口を経由して社会保険事務所へ提出されます。また、加入すると社会保険事務所から送られてくる年金手帳は、就職の際にも必要になりますので大切に保管しましょう。

納める

納めてお得な口座振替！

国民年金の保険料は月額14,410円で、銀行・ゆうちょ銀行・農協・コンビニエンスストアで納めることができます。また、口座振替にするとお得な割引制度があり、金融機関などへ行く手間も省けます。

なお、学生で収入がなく、保険料が納められない方には特例制度があります。手続きをして承認されると、在学中の保険料を卒業してから納めることができます。また、収入がなくて納められないときには、保険料の免除申請があります。

受け取る

生涯支給でしっかりサポート

〈老齢基礎年金〉

年若いから、一定の収入が生涯にわたって保障される終身年金です。

年金額／792,100円（20歳から60歳まで40年間保険料を納めた場合）

〈障害基礎年金〉

加入中の方が、事故や病気によって障害等級表（1級・2級）に定める障害の状態になったときに支給されます（一定の保険

料の納付要件が必要です）。
年金額／990,100円（1級）、792,100円（2級）

〈遺族基礎年金〉

加入中の方が亡くなったとき、その方によって生計を維持されていた18歳未満の子がいる妻、または18歳未満の子に支給されます（亡くなられた方が一定の保険料を納めており、請求者の年収が850万円未満の方）。
年金額／1,020,000円（妻と子ども一人の場合。子ども

悩みを解消

弁護士による無料法律相談

市では、相続や離婚、損害賠償など民事上のトラブルで困っている市民の方を対象に、無料法律相談を実施しています。相談には、千葉県弁護士会に所属する弁護士が応じます。相談内容など秘密は守られますので、安心して利用ください。

〈相談日・会場〉

第2月曜日 海上支所

第4月曜日 市役所

〈相談人数〉

1日6人（一人30分程度）

〈その他〉

相談は事前予約制です。予約日などは、毎月1日発行の広報紙で確認してください。

もの人数によって加算あり）
※年金額等は、いずれも平成20年度の金額です。

〈問い合わせ先〉

保険年金課年金班
☎6215332
海上支所住民室
☎5513114
飯岡支所住民室
☎5713115
干潟支所住民室
☎6811075



〈問い合わせ先〉

秘書広報課広報広聴班
☎6218070